官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件（総務三二七）　一
○政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件（同三二八）　七六

その他告示

○総務省告示第三百二十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項の規定による政党交付金の使途等に関する報告書の提出並びに同条第二項の規定による支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び各総括文書の提出があったので、同法第三十一条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年九月二十六日

総務大臣　村上誠一郎